

# 青森県報

号外第五十号

令和三年  
五月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 規則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……

### 訓令

○青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課) ……

## 規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十五号

#### 青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項第十二号ハ中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号ホ中「第五十二条第一項(第六十二条第一項)」を「第五十五条第一項(第六十八条第一項)」に改め、同号ヘ中「第五十三条第二項(第六十二条第一項)」を「第五十六条第二項(第五十七条第二項(第六十八条第三項)において準用する場合を含む。)」及び第六十八条第一項」に改め、同号ヌ及びビルを削り、同号リ中「第五十六条

(第六十二条第一項)を「第六十一条(第六十八条第一項)に改め、同リを同号ルとし、同号チ中「第五十五条第一項(第六十二条第一項)」を「第六十条第一項(第六十八条第一項)」に改め、同チを同号ヌとし、同号ト中「第五十四条(第六十二条第一項)」を「第五十九条(第六十八条第一項)」に改め、同トを同号リとし、同号への次に次のように加える。

ト 第五十七条第一項(第六十八条第一項及び第三項において準用する場合を含む。))の規定による営業の届出の受理に關すること。

チ 第五十八条第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定による食品等の回収の届出の受理に關すること。

第四條の三第一項第十二号の二及び第十二号の三を次のように改める。

十二の二 食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の施行に關する次のこと。

イ 第七十一条の規定による営業許可申請事項等及び営業届出事項の変更の届出の受理に關すること。

ロ 第七十一条の二の規定による廃業の届出の受理に關すること。

ハ 別表第十七第七号ロの規定による検便を受けるべき旨の指示に關すること。

十二の三 食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府令第十一号)の施行に關する次のこと。

イ 第三条の規定による食品等回収届出事項の変更の届出の受理に關すること。

ロ 第四条の規定による食品等の回収の終了の届出の受理に關すること。

第四條の三第一項第十三号に次のように加える。

ト 府令第五条第二項の規定による食品回収届出事項の変更の届出の受理及び同条第三項の規定による食品の回収の終了の届出の受理に關すること。

第五條第一号イ中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

### 附則

第六條第四号ハ中「第五十四条」を「第五十九条」に改める。

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第九号

序 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年五月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健衛生課の項の第六号の部長専決事項の欄ハ中「第五十五条第一項及び第五十六条」を「第六十条第一項及び第六十一条」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同欄ニ中「第五十九条第一項」を「第六十四条第一項」に、「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改める。

別表第五地域県民局の地域健康福祉部長の項の第七号中「第四条の三第一項第十二号トからリ」を「第四条の三第一項第十二号リからル」に改め、同項の第八号を削り、同項の第九号中「第四条の三第一項第十三号」を「第四条の三第一項第十三号イからハまで」に改め、「（同号ニ及びホに掲げるものを除く。）」を削り、同号を同項の第八号とし、同項中第十号を第九号とし、第十一号から第十六号までを一号ずつ繰り上げ、同表地域県民局の地域健康福祉部の保健総室長の項の第十四号中「同号トからリ」を「同号リからル」に改め、同項の第十六号中「（同号ヘ及びトに掲げるものを除く。）」を削り、同項の第十七号中「第四条の三第一項第十三号ニ及びホに掲げる事務」を「第四条の三第一項第十三号に掲げる事務（同号イからハまでに掲げるものを除く。）」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円